

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 アクシス国際特許業務法人 様 〒105-0004 日本国 東京都港区新橋二丁目6番2号 新橋アイマークビル	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 P-2157-WO	発送日 (日.月.年) 10.03.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/047271	国際出願日 (日.月.年) 03.12.2019	優先日 (日.月.年) 03.12.2018
国際特許分類 (I P C) C22C 9/04(2006.01)i; C22F 1/00(2006.01)i; C22F 1/08(2006.01)i FI: C22C9/04; C22F1/08 K; C22F1/00 604; C22F1/00 640A; C22F1/00 661A; C22F1/00 682; C22F1/00 683; C22F1/00 691B; C22F1/00 691C; C22F1/00 694A		
出願人 (氏名又は名称) J X 金属株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 26.02.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 川口 由紀子 4K 5798 電話番号 03-3581-1101 内線 3435
--	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	2-3, 6	有
	請求項	1, 4-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1:JP 7-116925 A (日立アロイ株式会社) 09.05.1995(1995-05-09) (ファミリーなし)
段落0001, 図7

文献2:JP 2000-129376 A (三井金属工業株式会社) 09.05.2000(2000-05-09) (ファミリーなし)
図2

文献3:JP 54-47823 A (デイル・ゲゼルシャフト・ミット・ベシユレンクテル・ハフツング・ウン
ト・コンパニー) 14.04.1979(1979-04-14)
& US 4226621 A & US 4288257 A & GB 2004912 A & DE 2742008 A1
& FR 2403394 A1 & SE 7808214 A & IT 1099055 A & SE 445048 B & IT 7827583 A0

文献4:JP 2003-277856 A (東陶機器株式会社) 02.10.2003(2003-10-02) (ファミリーなし)

文献5:JP 2002-363718 A (住友軽金属工業株式会社) 18.12.2002(2002-12-18) (ファミリーなし)

文献6:JP 2013-129876 A (古河電気工業株式会社) 04.07.2013(2013-07-04) (ファミリーなし)

請求項1, 4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1, 2より進歩性を有しない。

文献1及び2には、請求項1に記載されたβ相の面積率を有するCuZn合金は具体的に開示されて
いないが、Cu-Zn二元系合金において、β相の単相組織となる領域が請求項1に記載された組
成範囲に含まれることは、当業者にとって周知の事項である(文献1:図7、文献2:図2)。そし
て、請求項1に記載された組成を有する合金において、所定のβ相の面積率を備える合金を文献1, 2
に開示された状態図に基づいて得ることは、当業者が適宜なし得たことであり、所定のβ相の面積
率を有するCuZn合金が、請求項4に記載されたα相とγ相の面積率の合計となることも同様であ
る。

よって、請求項1, 4に係る発明は文献1, 2に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をする
ことができたものである。

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1には、請求項1に記載された成分組成を有する合金を放電加工用電極線に用いることが記載
されている(文献1:段落0001等参照)。

請求項2-3, 6に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規
性及び進歩性を有する。

CuZn合金における不可避不純物の含有量を請求項2又は6の範囲とすることや、所定の成分組
成のCuZn合金が請求項3に記載された平均結晶粒径D50を有することは、何れの文献にも記載
されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書（PCT規則43の2.1及び70.10）

出願番号 特許番号	公知日 (日.月.年)	出願日 (日.月.年)	優先日(有効な 優先権の主張) (日.月.年)
WO 2019/097846 A1	23.05.2019	25.09.2018	15.11.2017

2. 書面による開示以外の開示（PCT規則43の2.1及び70.9）

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日.月.年)	書面による開示以外の開示 に言及している書面の日付 (日.月.年)